

プロジェクトマネージャー(PM)、産学連携プロデューサー、産学連携スペシャリストなど、今回のプログラムで何を体験し、そこからどのようなレッスンが学びとれたか。今後、同じような施策を行う時、何に注意すべきか。(資料提出)
 (今後、同じような後継事業を検討する上で把握しておく必要がある)

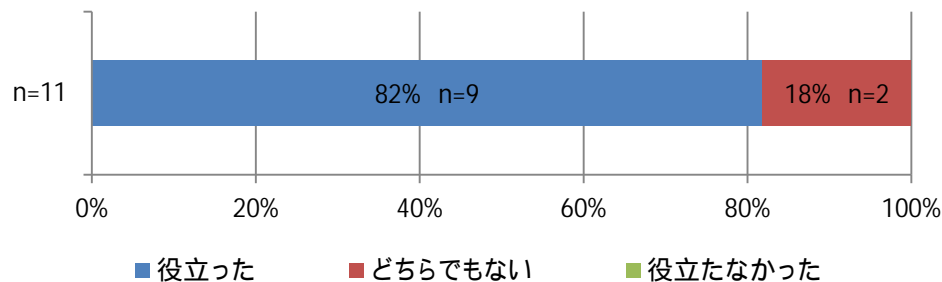
いずれの事業についても、事業実施機関による専門家への評価は一定程度高く、PM、産学連携プロデューサー等の専門家が事業実施にあたって一定の役割を果たしていたと考えられる。

具体的には、「B. 創造的産学連携体制整備事業」において、補助事業者(11機関)に対して行ったアンケートでは、産学連携プロデューサー・スペシャリストの活動によって「大学と企業との連携が進んだ、強化出来た」「技術移転の成功事例が多く出来た」等の声が多くあった(詳細は前述(2.)を参照)。人材育成については効果に個人差が生じるため、例えば特に評価の高い産学連携プロデューサー・スペシャリストについては、彼らのノウハウを更に横展開していくことに重点化する等、メリハリの付いた執行を行うことが有効と考えられる。

また、「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」においても、補助事業者(261者)に対して行ったアンケートでは、PMの活動について、肯定的意見としては、「参画機関との密な連携」「ユーザーへの積極的な売り込み」「民間企業の観点」等の声が多くあった(詳細は後述(3.)を参照)。また、否定的意見としては、「管理法人が代行した」「研究開発は詳しいが事業化に不慣れ」等の意見が多かった。したがって、事業化に慣れており、参画機関やユーザー企業との密接な連携体制を築くことができる人が事業のリーダーとなることが有効であることが示唆される。

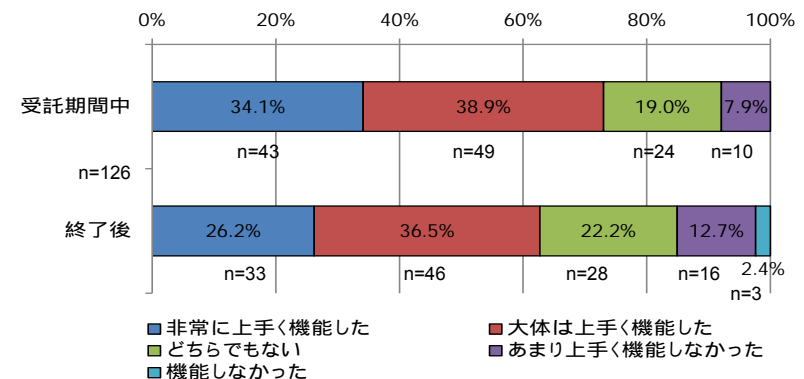
【B. 創造的産学連携体制整備事業】

【産学連携プロデューサー/産学連携スペシャリストは技術移転活動において十分に役立ったか】



【C. 地域イノベーション創出研究開発事業】

【事業化におけるPMの評価】



「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」で、PMが事業化にどう役に立っているのかについて、PMが果たした役割と事業の成果との関連性について具体的に示し、どういう要素が効いているのか示していただきたい。（「PMの評価」と「プロジェクト成功の可否」との関連等）（資料提出）

アンケート調査の結果より、研究開発期間中、期間後ともに、事業化成功企業のPM満足度が高い傾向がみられた。また、PMの活動に対する肯定的意見としては、「参画機関との密な連携」「ユーザーへの積極的な売り込み」「民間企業の観点」等の声が多く、否定的意見としては、「管理法人が代行」「研究開発は詳しいが事業化に不慣れ」等の意見が多くみられた。

また、事業化成功事例におけるPMの取組においても、試作品段階から学会や展示会に出展しユーザーニーズを確認したり、参画機関の適切な役割分担指示や、元々持っている販路を活用して積極的に販路開拓を行ったケースが多い。

したがって、事業化成功に至るためのPMの要件としては、ユーザーニーズの適切な把握、参画機関やユーザーとの密接な連携体制やリーダーシップ、販売先とのつながり、であることが示唆される。

【事業実施者によるPMの評価】

【事業化成功・未達の別でのPMへの評価】

		事業化成功	事業化未達
総数		39	87
期間中	非常に上手く機能した	17 (44%)	26 (30%)
	大体は上手く機能した	18 (46%)	31 (36%)
期間後	非常に上手く機能した	15 (38%)	18 (21%)
	大体は上手く機能した	19 (51%)	26 (30%)

「地域イノベーション創出研究開発事業」におけるアンケート調査。回答総数126。

< 肯定的コメント >

- ・共同体との進捗確認会議を頻繁に開催し、事業化に向けた課題を早期に解決できた。
- ・プロジェクトに参加した企業、大学、研究機関、公設試験所とも連絡を密にとり、年4回開催したプロジェクト推進会議においても事前の準備、会議当日の議論の推進、とりまとめ等を精力的に実施してくれた。
- ・事業化に向けて非常に積極的に関係研究機関に働きかけるとともに、ユーザー企業への売り込みにも積極的に関与した。
- ・事業期間終了後も特にユーザー開拓の面で、積極的に活動した。
- ・企業人の観点から、研究テーマの選定、実施に有効に機能した。
- ・大手企業に在籍した経験もあり、事業化へ向けて研究の内容を正しく方向付けできた。
- ・従来の営業ネットワークを駆使し、迅速な事業化ができた。

< 否定的コメント >

- ・プロジェクトマネージャーは残念ながらあまり有効に機能せず、管理法人が実質プロジェクトマネージャーを代行。
- ・プロジェクトマネージャーは、研究機関の社員が兼務しており、研究開発には詳しいが、事業化には不慣れであった。
- ・大手自動車企業に固着し過ぎたため全体の進展に後れをとった。

【事業化成功事例におけるPMの取組】

- ・委託事業終了後、蛋白質学会などの医療系学会で製品展示を行うとともに、自らが持つルートを通じて、アルツハイマーなどの研究を行う研究者に直接に接触を行うなどし、積極的に販路開拓を行っており、受注に向けた相談も出てきている。
- ・開発製品の試作品段階で、新たな用途に用いられる製品とするオファーを受けた。PMは、製品使用等の検討に際し、共同事業者の大学と速やかに意見交換を行うと共に、また、他の研究機関からも情報収集するなどし、その要求に応える製品作りを行った。
- ・PMが性能評価を担う工業試験場、動力源となる振動子を製作する企業との役割分担や連携を促し、研究開発から製品化までのプロセスを円滑に進めた。また、研究期間後半、超音波振動子の安定性が問題になり予定より2か月遅延が発生したが、PMの指示により定期委員会とは別に担当レベルでの進捗会議を実施し、各連携体間の情報、意見交換を迅速にすることで問題点をつぶしこみ、予定通り北米の展示会でデモ品を出品できた。また、定期的に展示会でのデモを行い市場ニーズ収集を行った結果、さらに小径ミラーへの要求や真空等の特殊環境対応への要望がわかり、ラインナップの追加とデモ機製作・貸出しを行い、拡販に結びついている。
- ・展示会等を活用して積極的に超微細気泡発生技術を社外にアピールし、また、ユーザーの求める排水処理装置を考える検討会を開催した。さらに、様々な種類の排水処理実験を積極的に行い超微細気泡を使った排水処理に関する知識、技術を高めた。
- ・子供を含む製品利用想定者に試験的に体感させるイベント等を開催することにより、製品の課題探索及び周知を図った。

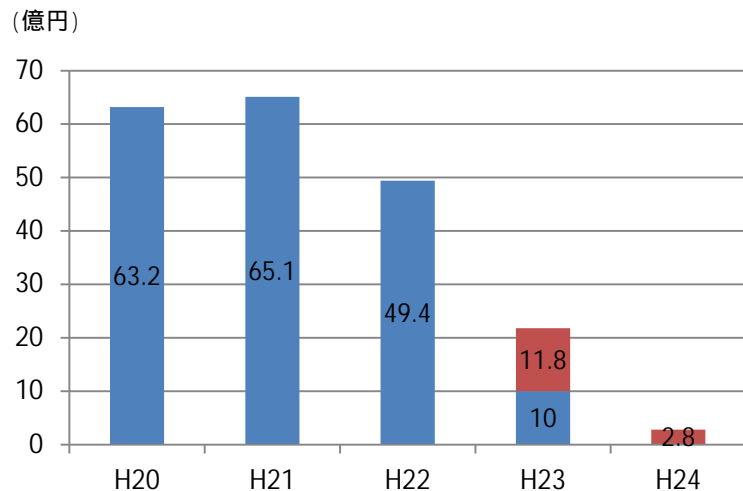
「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」では、予算が最も多く、事業化への効果も大きいのに、4年目に大幅予算削減し、24年も0になった経緯と理由を示していただきたい。(資料提出)

「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」は、「長期戦略指針『イノベーション25』(平成19年6月、閣議決定)」、「科学技術による地域経済活性化戦略(平成20年5月、総合科学技術会議)」等に則り、地域イノベーション創出促進を図るため、当初は平成20年度から平成24年度までの5年度にわたり、国費総額約380億円で事業を実施することを想定していた。

しかしながら、限られた予算の中で、地域分権の流れに沿うと共に、さらなる事業化の観点から実施事業の絞り込みを行ったため、各年度漸減し、平成23年度は新規採択は行わず、継続事業のみ行うこととなった。

また、平成21年度の事業仕分け(経済産業省の研究開発事業)において、全体的なコスト縮減を行い、基本的に補助率を導入するよう見直しを求められたことや、さらなる事業化の観点から、事業者負担を求めることとなったため、補助事業として、平成23年度補正予算「震災復興技術イノベーション創出実証研究開発事業」(11.8億円)、平成24年度予算「地域イノベーション創出実証研究補助事業」(2.8億円)をそれぞれ実施した。

【地域イノベーション創出研究開発事業の予算推移】



■ 震災復興技術イノベーション創出実証研究開発事業 (H23補)
 地域イノベーション創出実証研究補助事業 (H24)

■ 地域イノベーション創出研究開発事業

【事業仕分けの結果】

< 項目名 >

研究開発 (100%国費、2/3補助、1/2補助以下のもの)

< WG 結論 >

見直しを行う

< 主な理由・コメント >

- 補助率について、100%国費を廃止して、基本的に2/3を上限に見直し。1,342億円の予算要求については、個々積算していると思うがコストが高い。全体的にコスト縮減を精一杯行ってほしい。
- ・ 研究開発投資は極めて重要だ。
- ・ 研究の開始から終了までの費用対効果の測定をしっかりとすべき。

「行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分けの評価結果
 平成21年11月11日～13日、16日、17日、24日～27日実施」より

「C, D. イノベーション創出研究開発事業」を継続的にフォローアップしていく予定はあるか。(質問)

「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」については、事業終了後10年間フォローアップ調査を行うこととしており、毎年調査を行っている。今後も継続的にフォローアップを行っていく。

「D. 大学発事業創出実用化研究開発事業」についても、事業終了後5年間、産業財産権等の取得等に伴う届出や実用化状況調査等への協力を義務づけており、今後も継続的にフォローアップを行っていく。

【C. 地域イノベーション創出研究開発事業】

フォローアップ調査(追跡調査)

フォローアップ調査として、以下の方法によりご報告いただきます。

年1回、PMから事業化に向けた研究開発状況及び事業化計画に対する自己評価について、所定の報告書によりご報告いただきます。(報告期間: 研究開発終了後10年間)

年1回、管理法人からその後の事業化の進捗状況(研究開発成果を用いた製品の数及び売上額等を含む。)や研究開発成果の波及効果について、所定の報告書によりご報告いただきます。(報告期間: 研究開発終了後10年間)

年1回、管理法人から特許等の出願・実施許諾等の内容について、所定の報告書によりご報告いただきます。(報告期間: 研究開発期間中及び研究開発終了後10年間)

「地域イノベーション創出研究開発事業」公募要領より抜粋

【D. 大学発事業創出実用化研究開発事業】

第9条(交付にあたっての条件)

機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 ~ 十五 (略)

十六 助成事業者は、助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、助成事業の結果生じる成果(特許権、特許を受ける権利及び実用新案権利等。以下「産業財産権等」という。)を出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第6による届出書を機構に提出すべきこと。

十七 ~ 二十一 (略)

二十二 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する助成事業の事後評価及び追跡調査・評価・産業財産権等の取得状況及び実用化状況調査等に協力すること。(なお、助成事業終了から5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、期間を延長することがある。)

「A.地域イノベーション創出共同体形成事業」では、「コーディネーター・専門家」を「運営協議会に配置」として事前評価書には書かれているが、実際は、地域ブロック毎に何人の「コーディネーター・専門家」がどこに配置されたのか、また各「コーディネーター・専門家」のバックグラウンドを教示いただきたい。また、各地域ブロックの運営協議会は、具体的にはどこに設置されたのか示していただきたい。(資料提出)

各地域ブロックにおけるコーディネーター・専門家の配置人数の違いは、主に特定の人材を雇用した方法と人材をプールして求められる内容によって適格者を活用する方法との違いによるもの。

地域ブロック	コーディネーター・専門家の配置場所(運営協議会)	コーディネーター・専門家の人数	コーディネーター・専門家のバックグラウンド
北海道	公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター	28	環境工学、材料工学、食品加工
東北	独立行政法人 産業技術総合研究所 東北サテライト	3	輸送機械分野、電気・電子分野、食品分野
関東	独立行政法人 産業技術総合研究所	7	分析化学、機会物理工学、機械工学、CMM、EMI、RoHS
中部	財団法人 中部科学技術センター 独立行政法人 産業技術総合研究所中部センター	45	高度精密加工技術、セラミックス産業の高度化
近畿	独立行政法人 産業技術総合研究所関西センター	58	バイオ、ものづくり、情報家電を中心とした分野
中国	公益財団法人 ちゅうごく産業創造センター	5	自動車分野、航空機分野、機能性食品分野
四国	一般財団法人 四国産業・技術振興センター	62	地域食品・健康分野、高機能紙分野、素材加工分野
九州	財団法人 九州産業技術センター	7	半導体関連分野、自動車関連分野、食品・バイオ分野
沖縄	株式会社 沖縄TLO	1	健康関連産業・食品産業分野

「A.地域イノベーション創出共同体形成事業」により、地域における公設試の縦割り状態は改善されたのか。改善されていないのであれば何が問題なのか。(質問)

(従来から公設試間の連携は殆どとれておらず縦割りであった。公設試間の連携は必要である。改善されていないのであれば問題点を洗い出し、今後活かすことが重要)

「A.地域イノベーション創出共同体形成事業」においては、導入機器を広域的に活用する仕組みであり、地域の公設試の連携を促進する一定の契機となったと考えられる。例えば、本事業終了後、当該事業を切欠として、平成24年にMTEP【(<前掲>1都10県の公設試験研究機関が連携し中小企業の海外展開支援サービスを行う支援事業)】が開始され、国際規格や海外の製品規格に関する相談や情報提供、海外の製品規格に適合した評価試験などの技術的な支援を実施している。

他方、地域によっては、自治体外の企業等利用者に対しては域外割増料金を設定するなど(例:条例に基づき自治体外の企業に対しては倍の機器利用料金の設定)、企業の利便性等を踏まえた更なる公設試の変革、広域連携が望まれる。

<参考1> MTEP実績値

- ・相談件数: 363件(H24fy)→806件(H25fy)
- ・国際規格対応試験件数: 4,831件(H24fy)→6,859件(H25fy)

<参考2> 自治体内外の企業の扱いに差を設けないことや広域連携を前提条件とした公設試の設備導入支援事業:

- ・『地域新産業創出基盤強化事業(H24年度補正予算)』: 96機器
- ・『地域オープンイノベーション促進事業(H25年度補正予算)』: 66機器

各ブロック内で対応できない課題等があった場合に、他のブロックとの連携が図られた場合があったのか。具体例があれば示して欲しい。(質問)

地域の「食」関連産業の活性化・発展のため、北海道、中部、沖縄のイノベ共同体が連携し、情報共有・交流・協働の場を設定した。

具体的には、以下のとおり、味覚センサー・匂いセンサーに係る技術共有と評価結果の標準化に係る取組。

北海道・中部・沖縄の三地域では、「地域イノベーション創出共同体形成事業」下で、味覚センサー・匂いセンサーを整備し、共通の技術シーズを保有することから、地域の食関連産業の活性化・発展に資する機関同士の情報共有・交流・協働の場を作り、効果的な事業推進及び地域の産業界によるイノベーション創出に寄与することを目的に経済産業局・沖縄総合事務局及び共同体事務局等をメンバーとする情報交換会を平成21年度に3回開催した。

この情報交換会では、各地域の事業内容報告、味覚センサー・匂いセンサー等の食品系センサーに関する情報交換、意見交換などを行い、北海道、中部、沖縄ブロックの標準化等に係る連携が図られた。

「B. 創造的産学連携体制整備事業」において、TLOと大学の産学連携本部・知的財産本部との間で連携した取組が行われた例はあるか。例えば、海外出願強化事業で、将来を見据えた特許出願国の決定や翻訳等の実務において、TLOと大学の知的財産本部で連携して取り組んだ等、具体的な事例があれば示していただきたい。(質問)

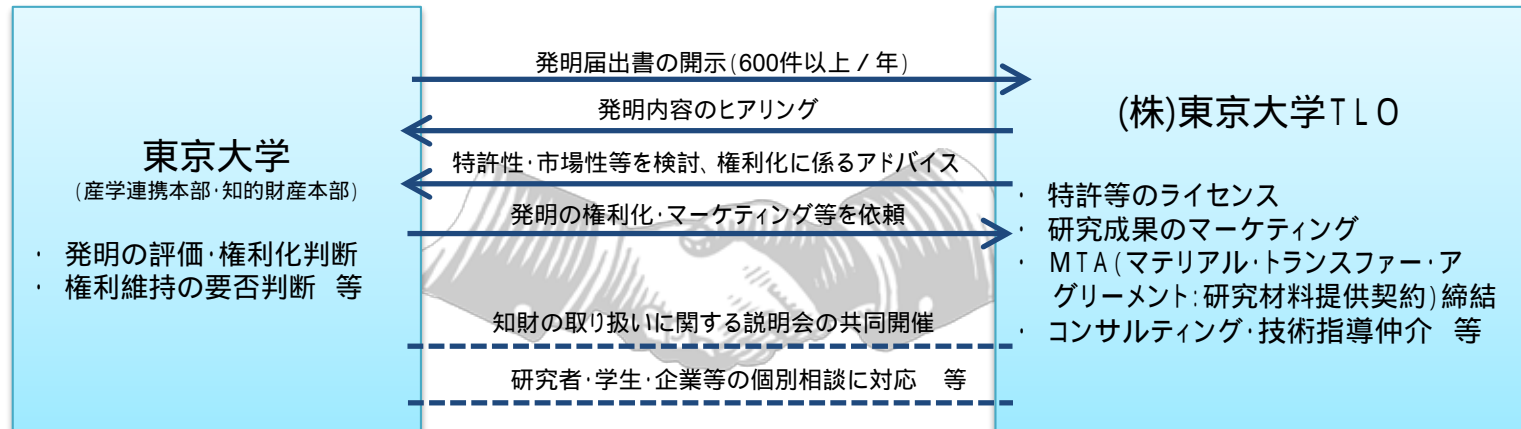
(TLOと大学の産学連携本部・知的財産本部は、各々の専門性を生かして、より効率的かつ有効に機能を果たすためにも連携した取組を進める必要があると思われる)

TLOは大学の産学連携本部・知的財産本部等と連携して技術移転活動等を行っており、それぞれ下記のような役割を担っていることが多い。

- ・ TLO: 発明の評価支援、権利化、マーケティング 等
- ・ 大学の産学連携本部・知的財産本部等: 発明の評価、権利化・権利維持の判断 等

具体的な例として、(株)東京大学TLOと東京大学では、技術移転活動について下図のような連携を行っている。

【(株)東京大学TLOと東京大学の技術移転活動に係る連携体制】



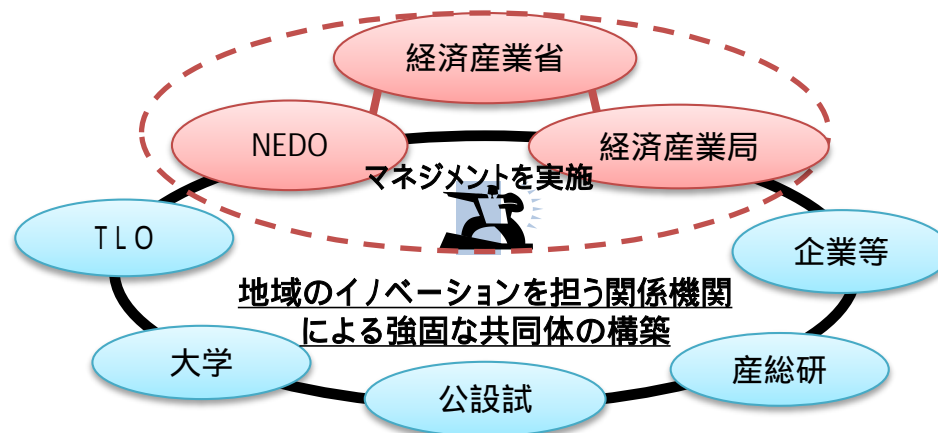
本プログラム全体のマネジメントは、どのような体制で行われたか、具体的に示して欲しい。(資料提出)

本プログラム全体のマネジメントは、経済産業省、経済産業局及びNEDOが連携して行ったが、特に経済産業省本省やNEDOは地域を限定しないような形で全体を俯瞰し、経済産業局は地域の実情に合わせて個別事業の管理・監督にあたった。

例えば「B. 創造的産学連携体制整備事業」においては、当初は経済産業省本省で執行していたところ、補助事業者から「支援体制が弱い」との声があった。これを受けて、平成22年度からは経済産業局の執行とし、本省から各経済産業局に、「補助事業者(TLO)と密に連絡を取り、しっかりとフォローアップをするよう」指示を出した。

また「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」においては、経済産業省本省にて書面審査を行い、研究開発内容の評価や事業化可能性の評価を行うとともに、経済産業局に設置した外部審査委員会にて、地域の産業政策上の観点からも審査を行った。事業実施中は、経済産業局にて定期的に事業者へのヒアリングや訪問を行うことで事業の管理を行い、テレビ会議、電子会議室の設置、電話、メール等を駆使し、その結果を経済産業省本省とも共有することにより、事業の円滑な実施を目指した。更に、事業終了後においても、経済産業局を通じて年1回のフォローアップを実施することとしており、密な事業管理を継続している。

このような体制でプログラムを実施したメリットは、地域イノベーション創出に係る事業者や関係機関の基盤整備から研究開発支援まで網羅的に4つの事業を実施したことにより、経済産業局等において、ワンストップで企業からの相談を受け付けることができたことである。これにより、企業の相談内容に応じた仕組みを適切に紹介することができる体制となり、現在もこの体制は維持されている。



文部科学省の事業との連携の全体像と具体的事例を示していただきたい。(資料提出)

文部科学省、経済産業省では、両省が共同で産学官連携拠点を選定し、それらに関係府省、自治体等の各種の施策を有機的に組み合わせて総合的・集中的に実施することにより、人材育成・基礎研究から商業化・事業化までの活動を、産学官が有機的に連携して推進し、持続的・発展的にイノベーションを創出するイノベーション・エコ・システムの構築を図ることとしていた。

【浜松地域(浜松オプトロニクスクラスター)の例】

高機能内視鏡と手術ナビゲーションシステム開発

浜松地域は文部科学省の知的クラスター創成事業により基本技術を開発し、経済産業省の地域新生コンソーシアム研究開発事業及び地域イノベーション創出研究開発事業により、患者が動いてもそれに追従する世界初の内視鏡手術ナビゲーターの試作機を開発。

その後先端医療開発特区の採択や地域独自の取組として事業化に向けた取組を進め、平成24年5月に販売開始。

文科省、経産省HPより



基本技術の開発

知的クラスター創成事業(第 期)
(平成14～18年度)

[浜松医科大学、静岡大学、パルステック工業(株)、(株)アメリオ等]

光学式計上計測技術を用いて顔面形状を短時間で求める講師投影式3次元計測スキャナと配置を工夫した複数のマーカ付副鼻腔手術器具を開発。手術前に撮影したCT画像からの頭頸部CTデータと術中の顔面形状計測データを位置合わせし、併せて術中の手術器具先端位置を計算することにより、CT画像の断面内にその位置を2～3秒以内で自動表示する手術ナビゲーションの基本原理を開発。



実用化に向けた試作機の作製

地域新生コンソーシアム研究開発事業
(平成19年度)
地域イノベーション創出研究開発事業
(平成20年度)

[浜松医科大学、パルステック工業(株)、(株)アメリオ、永島医科器械(株)等]

知的クラスター創成事業での成果を踏まえ、製品化を見据えた試作機を開発。患者が動いてもそれに追従する世界初の内視鏡ナビゲーターを開発。



商品化に向けた改良

先端医療開発特区(内閣府)
(平成20～24年度)
医療技術実用化総合研究事業(厚労省)
(平成21～23年度)

文科省、経産省事業終了後も、上記施策等も活用し、地域独自の取組として、より安全な内視鏡手術を支援するために、これまで開発した試作機を改良。より精度良く手術器具先端の位置を表示する手術ナビゲーターと内視鏡観察画面の位置を正確に表示する新規装置を開発。



事業化
(製品販売)

安心・安全かつ迅速な医療行為の実現

関連施策を有する他省庁と定期的な情報交換・意見交換の場を持ち、事業の方向性について合意しながら推進したのか。
(質問)

関係府省の他事業との目的等重複が生じないように制度設計するにあたっては、随時意見交換を行っていた。また、平成21年度から実施している産学連携拠点の指定においては、文部科学省と経済産業省が両省で事務局を行っており、拠点の指定及び本プログラムを含む関連施策の採択結果等について、定期的に情報交換を行うとともに、事業の方向性についても合意しながら推進した。

また、更なる連携を図るため、平成23年度からは、地域イノベーションの創出に向けた地域の主体的かつ優れた構想に対して、関係府省の施策を総動員して支援するため、文部科学省、農林水産省及び経済産業省が採択委員会にも参加する形で「地域イノベーション戦略地域」の選定を行い、当該地域を各省の支援メニュー対象とする仕組みを導入している。なお、平成26年度より、当該取組には総務省も参加し、政府内での連携体制を拡大させている。

4つの事業をプログラム化したことでどんな効果があったのか。「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」について共同体の効果について示して欲しい。また、プログラム化する上で何が難しかったか。(資料提出)

「C, D. 地域イノベーション創出研究開発事業」で、A事業やB事業の取り組みと組み合わせで新産業創出につながるような成果はあったか。(質問)

地域イノベーション創出に係る事業者や関係機関の基盤整備から研究開発支援まで網羅的に4つの事業を実施したことにより、経済産業局等において、ワンストップで企業からの相談を受け付けることができた。これにより、企業の相談内容に応じた仕組みを適切に紹介することができる体制となり、現在もこの体制は維持されている。

「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」において、基盤形成事業と連携した例として、公設試に整備した機器の利用や、基盤形成事業で支援したセミナーでの研究発表等が挙げられる。

加えて、「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」における事業化成功事例の約4割(15/39)が研究開発・事業化にあたり公設試を活用したと回答しており、その中には「A. 地域イノベーション創出共同体形成事業」で公設試に整備した機器の活用も含まれると考えられる。

「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」におけるアンケート調査より、送付数261, 回答総数126.

また、「D. 大学発事業創出実用化研究開発事業」において、事業全体では約4割(20/52事業)、事業化成功事例では6事業中4事業が、「B. 創造的産学連携体制整備事業」の支援を受けたTLOを成果管理責任者とする体制を取っていた。

具体的な事例として、D事業のテーマの1つである「ヒューマンインタフェース用次世代音声分析合成キットの開発(平成20年度)」においては、B事業の支援を受けた関西ティー・エル・オー(株)が、和歌山大学河原教授の発明を実用化するため、(株)アニモとマッチングを行い、ライセンス契約を締結し「音声合成・変換・合成用基盤ソフトウェア開発キット(SDK)」が製品化された。(株)アニモでは、ソフトウェア開発キット(SDK)自体の販売のみでなく、これを活用したiPadアプリ「こえパレ」を開発・販売している。(事業化事例 P25 参照)

また、「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」において研究体を構成し事業を実施したことにより、共同研究先やユーザー企業との連携が密になり事業化への意識を共有できた上、それぞれの段階に応じた適切な役割分担がなされたことにより、事業化に向けた取組が円滑に進められた。研究体の有効性に関する具体的な事例は下表のとおり。

【研究体の有効性(事業者コメント)】

- ・自分自身の産学連携の知識を活かし、事業を進めるために有効なコンソーシアムを組み、上手く機能した。
- ・地方の中小企業は連携して協働するという事に慣れていないこともある。
- ・強固なコンソーシアム体制を組んだことが達成の要因のひとつと考えられる。
- ・シーズがある組織と装置開発を専門とする企業が組み協働で取り組んだことが達成の要因だと考えられる。
- ・役割分担をしっかりと明確にした上で、企業がPM、大学がSM、TLOが管理人というパターンが非常に有効。
- ・役割分担を明確にしてコンソーシアムを組み、研究、商品化、事業化を実施していくことは、PJを成功させるためには極めて重要。

分野を特定しないで開始されたプログラムではあるが、各ブロックを特徴づける産業分野が特定されたブロックがあれば示していただきたい。(資料提出)

地域ごとに、その地域の特色を活かした産業を活性化させるための基本戦略があるのかないのか。あれば示していただきたい。(資料提出)

「A. 地域イノベーション創出共同体形成事業」で、あらゆる分野を対象としたとのことだが、各ブロックにおいて戦略分野や重点分野(将来ありたい地域経済・社会の姿)を設定して取り組んだのか。(質問)

(各地域の現実を把握した上でドメインを設定し、テーマ選定した方が産業は出てきやすいと考えられる)

「A. 地域イノベーション創出共同体形成事業」では、地域の産業構造や産業クラスター計画等で実施されてきた分野も参考にしつつ、各地域の協議会において支援産業分野を特定し、公設試への機器導入等の取組を行った。本事業で特定された支援産業分野は、『地方産業競争力協議会』において特定された戦略分野に含まれている。なお、関東については、当該事業において、中小企業の課題に対応するため、品質管理・環境管理等の観点で機器導入を行った。

『地方産業競争力協議会』:

「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」において、各地域ブロックごとに、『地方産業競争力協議会』を設置し、地域ごとの戦略産業分野を特定することとなり、各地域ブロックの同協議会にて当該分野が特定された。(同協議会の構成メンバーは、自治体代表、地域経済界代表、有識者等で構成)。

地域ブロック	地域イノベーション創出共同体形成事業における支援産業分野	地方産業競争力会議にて特定された主な戦略分野
北海道	食・観光関連産業 及びそれを支えるものづくり産業及びヘルスケア産業	食産業、観光産業、ヘルスケア産業
東北	輸送機械分野、電気・電子分野、食品分野	自動車関連産業、医療関連産業
関東	分析化学、機械物理工学、機械工学	ヘルスケア産業、航空宇宙産業等、環境・エネルギー関連産業、 クリエイティブ産業
中部	高度精密加工技術、セラミックス産業の高度化	自動車関連産業、航空機産業、ヘルスケア産業、環境産業
近畿	バイオ、ものづくり、情報家電を中心とした分野	医療(医薬、医療機器)・健康分野、環境・エネルギー分野、 ICT分野、ロボット分野
中国	自動車分野、航空機分野、機能的食品分野	先進環境対応車、環境関連産業、医療関連産業、航空機産業
四国	地域食品・健康分野、高機能紙分野、素材加工分野	高機能素材産業、医療・介護・健康産業、エネルギー・環境関連産業
九州	半導体関連分野、自動車関連分野、食品・バイオ分野	クリーン(エネルギー・環境等)、農林水産業・食品、
沖縄	健康関連産業・食品産業分野	医療・ヘルスケア・コスメティック・観光

「A. 地域イノベーション創出共同体形成事業」の対象者は、「C, D. イノベーション創出研究開発事業」の採択者だけでなく、いわば全国の全企業等であると言えるが、設置機器に関する研修会・研究会の満足度(利用企業)の回答企業総数は15社、データベースの有用性(利用企業)の回答企業総数は34社、コーディネーター・専門家の有用性(利用企業)の回答企業総数は33社というのは、あまりに少なくないか。誰を対象に何件アンケートを発送したのか。(質問)

3. にて回答のとおり、「A. 地域イノベーション創出共同体形成事業」の利用企業を対象にした調査は、公設試に整備した機器の利用企業を対象に90件発送し、回答数は34件であった。

なお、アンケート送付企業の選定にあたっては、利用簿から各ブロックにおいて10者程度を抽出し実施したが、公設試の機器利用状況は企業の秘匿事項にあたるケースが多いため、原則匿名で回答いただいた。

アンケート調査結果のグラフで、選択肢ごとの回答者数は示されているが、「n値」が明記されていない。アンケート調査結果の「n値」とは、その設問の回答者総数を記すものであり、全グラフについて「n値」を明記すべきである。また、「n値」には、通常、アンケートは返送したが、その設問には回答しなかった「無回答」の人も含まれ、グラフには「無回答」も含めるべきである。(例外的に、「無回答」があまりにも多い等の理由で、政策的意図で「無回答」を除くことはあるが、無回答を除くことで各選択肢の%を意図的に高く見せる作用があるため、その場合は、「無回答を除いている」と注記すべきである。)特に、資料5のP.22の左下(=P.23)のグラフや、P.24(=P.26の右下)のグラフは、n値も、選択肢ごとの回答者数も示されていないので示すべきである。(質問)

ご指摘は承知。本資料では「n値」を明記することとした。回答者数等については3(マネジメントの妥当性等)を参照されたい。また、本評価検討会への提出資料においては、無回答を除いている。

アンケート調査結果において、回答者総数(n値)が10台以下である場合、%でグラフを作成するのは、いかがなものか。(例えば、資料5のP.20に「研究開発事業を活用した事業者の半数が、基盤形成事業と研究開発事業の連携は有効であったと回答」と記載されているが、「有効だった」と回答している事業者は「2社」しかない。「2社」を「半数」と記すのは問題である。同様に、P.22にマッチングコーディネーターについて「全ての受入機関から、共同研究創出の効果があったとの回答を得た」と記載されているが、「全て」=「3機関」であり、ミスリーディングな記述である。(質問)

ご指摘は承知。今後の評価にあたりグラフを作成する際には、適切な提示方法を検討する。

複数のアンケートが行われたと見受けられるが、それぞれ誰を対象に何件発送し、有効回答は何件で、有効回答率は何%であったのか等の基本的事項を整理して示してほしい。(質問)

本評価に用いたアンケート調査は各事業においてそれぞれ下記のとおり。

【A. 地域イノベーション創出共同体形成事業】

補助事業者向けアンケート			共同体構成員向けアンケート			利用企業向けアンケート		
回収数	送付数	回収率	回収数	送付数	回収率	回収数	送付数	回収率
9	17	52.9%	64	321	19.9%	34	90	37.8%

【B. 創造的産学連携体制整備事業】

補助事業者向けアンケート			提携大学向けアンケート			企業向けアンケート		
回収数	送付数	回収率	回収数	送付数	回収率	回収数	送付数	回収率
37	44	84.1%	37	87	42.5%	58	176	33.0%

【C. 地域イノベーション創出研究開発事業】

受託事業者向けアンケート			
	回収数	送付数	回収率
企業・NPO法人	47	77	61.0%
財団法人等	71	145	49.0%
大学	8	20	40.0%
合計	126	242	52.1%

申請事業者向けアンケート			
	回収数	送付数	回収率
企業・NPO法人	120	501	24.0%
財団法人等	101	388	26.0%
大学	16	86	18.6%
合計	237	975	24.3%

経済産業省フォローアップ調査			
	回収数	送付数	回収率
20年度採択	113	117	96.6%
21年度採択	65	66	98.5%
22年度採択	73	78	93.6%
合計	252	261	96.6%

【D. 大学発事業創出実用化研究開発事業】

[研究開発事業]			
助成事業者向けアンケート(事業者毎の回答)			
	回収数	送付数	回収率
平成20-21年度採択	26	41	63.4%
平成17-19年度採択	16	42	38.1%
合計	42	83	50.6%

助成事業者向けアンケート(事業毎の回答-年度別)			
	回収数	送付数	回収率
平成20-21年度採択	35	52	67.3%
平成17-19年度採択	73	135	54.1%
合計	108	187	57.8%

実用化事業者向けアンケート			
	回収数	送付数	回収率
平成20-21年度採択	11	32	34.4%
平成17-19年度採択	47	127	37.0%
合計	58	159	36.4%

実施大学等向けアンケート			申請事業者(H20年度)向けアンケート		
回収数	送付数	回収率	回収数	送付数	回収率
26	235	11.1%	20	67	29.9%

[事前調査事業]			
助成事業者向けアンケート(事業者・事業毎の回答)			
	回収数	送付数	回収率
平成20年度採択	3	4	75.0%
平成17-19年度採択	24	59	40.7%
合計	12	32	42.9%

[事前調査事業]			
実施者向けアンケート			
	回収数	送付数	回収率
	4	6	66.7%

受入機関向けアンケート			
	回収数	送付数	回収率
	3	6	50.0%

㉑本プログラムで、利益相反の問題等についてどのような対応が図られるのか。もし対応したことがあれば教えていただきたい。(質問)

本プログラムにおいて、利益相反問題については対応していない。

なお、本プログラムにおいて、研究活動等の不正行為が発覚した場合には、総合科学技術会議及び経済産業省において策定された対応指針や、研究者が所属する各組織における規程にのっとり対応する。

「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(関係箇所抜粋)

不正行為と認定された者に対する資金配分機関の措置

8 不正が行われた研究資金を配分した資金配分機関以外による措置

4(1)、(2)及び(4)については、経済産業省所管の研究資金についてすべての資金配分機関は、不正行為に対する措置決定の通知を受けた場合、同様の措置をとることとする。なお、他府省所管の資金配分機関による不正行為に対する措置についての通知を受けた場合は、同様に取り扱うこととする。

「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」(関係箇所抜粋)

第8節資金配分機関がとるべき不正への対応

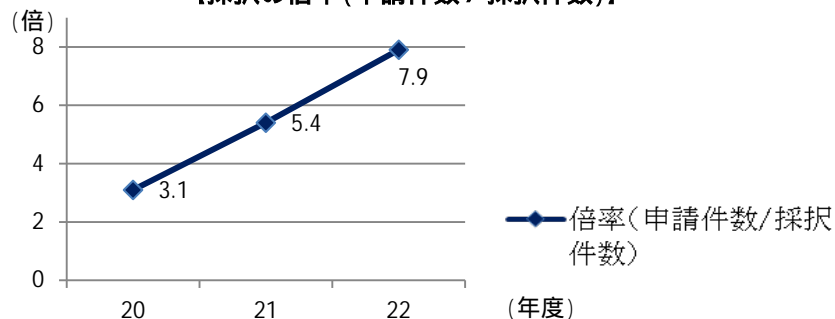
他府省所管の資金配分機関による不正に対する措置についての通知を受けた場合は、原則として、と同様に経済産業省所管のすべての研究資金への申請を制限することとする。

㉒各ブロック内での本プログラムの認知度についての情報はるか。(質問)

ブロック毎の本プログラム認知度については調査していないが、「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」及び「D. 大学発事業創出実用化研究開発事業」については、採択にあたっての倍率(申請件数 / 採択件数)が一定以上の水準を維持していることから、一定程度認知されていたことが伺える。また、「A. 地域イノベーション創出共同体形成事業」及び「B. 創造的産学連携体制整備事業」については対象事業者がある程度限られるため、経済産業省から直接周知を実施した。

【C. 地域イノベーション創出研究開発事業】

【採択の倍率(申請件数 / 採択件数)】



【D. 大学発事業創出実用化研究開発事業】

【採択の倍率(申請件数 / 採択件数)】

